

平成22年8月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 浅沼光輝

平成22年(ワ)第8402号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年7月8日

判 決

原 告

原 告

原 告

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同訴訟復代理人弁護士 柴 田 大 祐

東京都品川区東品川2丁目3番14号

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員C F J ホールディングス株式会社職務執行者

バール・オースティン・ヘイズ

同 浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人 山 本 宝 一

主 文

1 被告は、原告 に対し、207万4485円及びうち197万6296円に対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 に対し、62万0972円及びうち60万6745円に対する平成21年12月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告 に対し、5万8031円及びうち5万7098円に対する平成21年

12月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 4 被告は、原告 に対し、266万7178円及びうち36万3272円に対する平成13年2月22日から、うち220万5895円に対する平成22年1月4日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事業の概要等

1 事業の概要

本件は、原告らが貸金業者である被告に対し、被告との間の金銭消費貸借に基づいていた弁済につき、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき過払金及び民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払を求めること案である。

2 前提となる事実

- (1) 被告は、貸金業法の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告らは、被告との間で、金銭消費貸借契約を締結し、別紙各計算書の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載の各借入れ及び弁済を行った。

第3 争点及び当事者の主張

1 争点

被告は過払金の受領につき民法704条の悪意の受益者といえるか。

2 原告らの主張

被告は、貸金業者であり、貸金業法43条1項のみなし弁済が成立しない以上、
悪意の受益者というべきである。

3 被告の主張

- (1) 被告が悪意の受益者であることは争う。
- (2) 被告は、顧客に対し、貸金業法17条に定める書面（17条書面）及び同法18条に定める書面（18条書面）を交付する業務体制を採用していた。
- (3) 実際、被告及び被告の前身であるディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。）は、「極度額借入契約書兼告知書」を交付していたし（乙11の1及び2はそのサンプルである。），個別の貸付けの際には「領収証兼ご利用明細票」をATM機から交付していた（乙12の1及び2はそのサンプルである。）。

もとより、上記書面には、貸金業法17条で要求されている「返済期間及び返済回数」の記載がない。しかし、リボルビング返済方式を採用した基本契約の下では、極度額の範囲内で借入れ及び返済を繰り返すことが予定されているため、あらかじめ「返済期間及び返済回数」を記載することは不可能である上、そのような場合であっても「返済期間及び返済回数」を17条書面に記載しなければならないことを示した下級審の裁判例及び学説が大多数を占めていたという一般的な状況にはなかったことからすると、被告が、「返済期間及び返済回数」の記載のない書面を交付したことでもつて、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったとしても、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。

- (4) 被告及びディックの交付していた「領収証兼ご利用明細票」には18条書面の必要な事項が記載されており、これはATM機によって顧客に発行されていた（乙13の1及び2はサンプル）。

もとより、上記書面には「契約年月日」の記載がないが、当時施行され

ていた貸金業規制法施行規則15条2項により、契約番号によって契約年月日を省略することが認められていたのであり、被告が貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことにやむを得ない特段の事情があるとうことに変わりはない。

第4 当裁判所の判断

1 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があることの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成18年(民)第276号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

被告は、原告 の関係で17条書面としてアイク・メンバーカード契約書兼告知書（乙21）及びATMジャーナル（乙24ないし乙39）を提出し、原告らすべての関係で、17条書面及び18条書面のサンプル（乙11の1及び2、乙12の1及び2、乙13の1及び2、乙22の1及び2）を提出している。

しかし、被告は、原告ら全員につき17条書面及び18条書面を交付したとの個別の立証をしていないのであり、被告に貸金業法43条1項の適用があることの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる上記特段の事情があるとは認定できない。

これに対し、被告は、一般的に被告が17条書面及び18条書面を交付する体制をとっていたことを立証すれば足りると主張するが、前記特段の事情の立証のためには、被告が17条書面18条書面と認識していた書面を原告らに漏れなく交付していたという事実の立証が必要であるというべきであり、被告の主張は採用できない。

2 以上によれば、原告らの請求はすべて理由がある。

東京地方裁判所民事第17部

裁判官 澤 芳 夫

これは正本である

平成 22 年 8 月 26 日

東京地方法院民事第 17 部

裁判所書記官 浅沼